

# 令和3年度大学入学者選抜実施要項について

2020.6.24

## 【参照資料】

2020年5月14日

「高等学校等の臨時休業等の実施等に配慮した令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について(通知)」(文部科学省)

2020年6月19日

萩生田光一文部科学大臣記者会見 (文部科学省)

2020年6月19日

「令和3年度大学入学者選抜実施要項について(通達)」(文部科学省)

### 〈共通テストの日程〉

本試験に相当する「第1日程」は当初の予定通りの日程で実施。  
例年だと追試は本試の1週間後だが、「第2日程」は第1日程の2週間後に実施。  
さらに特例で、第2日程の2週間後に「特例追試験」が設けられた。

#### 共通 テスト

「第1日程」… 2021年1月16日（土）、17日（日）

「第2日程」… 2021年1月30日（土）、31日（日）

- ・コロナ対策での「学業の遅れ」を理由に選択する者に実施。
- ・疾病などで第1日程を受験できなかった者の追試としても実施。
- ・全都道府県に試験会場を設置。

「特例追試験」… 2021年2月13日（土）、14日（日）

- ・疾病などで第2日程を受験できなかった場合に備え、別途実施。

#### 【その他のポイント】

- ▶ 第1日程か第2日程かは出願時に選択させる。ただし、「学業の遅れ」を理由に第2日程を選択できるのは現役生のみで、既卒生は対象としない。
- ▶ 「学業の遅れ」の条件は今後検討。
- ▶ 大学は、特例追試の受験者も共通テスト利用入試に出願できるよう配慮。

### 〈一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜の日程〉

日程について、「一般選抜」は当初の予定通り、「総合型選抜」は出願が2週間後ろ倒しに、「学校推薦型選抜」は当初の予定通り。また、一般選抜については方針が、総合型選抜と学校推薦型選抜については配慮事項が示された（後述）。

#### 個別学力 検査

##### 「一般選抜」

- ・実施 2021年2月1日（月）～3月25日（木）
- ・合格発表 2021年3月31日（水）まで

##### 「総合型選抜」

- ・出願 2020年9月15日（火）以降（当初予定は9月1日以降）
- ・合格発表 2020年11月1日（日）以降

##### 「学校推薦型選抜」

- ・出願 2020年11月1日（日）以降
- ・合格発表 2020年12月1日（火）～一般選抜の試験日の10日前  
（共通テストを課す場合は共通テスト前日までのなるべく早い期日に発表）

##### 【その他のポイント】

- ▶各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施など）、その他の基本的な事項について、入試区分ごとに**2020年7月31日（金）**までに発表。

各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れに配慮し、共通テストの科目指定や個別学力検査の出題範囲について、**2020年7月31日（金）**までに決定し、公表するものとする。

**共通  
テスト****大学入学共通テストの科目指定に関し、例えば、**

- ・高等学校第3学年でも履修することの多い**地理歴史、公民、理科の2科目指定を1科目に減じることや、指定科目以外の科目への変更を認めるなどの配慮**を行うよう努めるものとする。

**個別学力  
検査****各大学の個別学力検査の出題範囲等に関し、**

- ・高等学校第3学年でも履修することの多い科目（**数学Ⅲ、物理、化学、生物、地学、世界史B、日本史B、地理B、倫理、政治・経済**など）の個別学力検査において、**入学志願者が解答する問題を選択できる出題方法とするなどの配慮**を行うことや、
  - ・教科書において「**発展的な学習内容**」として記載されている内容から出題しない、あるいは出題する場合においても、設問中に**補足事項等を記載**するなど、特定の入学志願者が不利にならない設問とすることなどの工夫を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学は次のいずれかの一つの方策を必ず講ずることとする。

☑ (ア) 「追試験の設定」

☑ (イ) 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振り替え」

第3学年の評定、特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載の取扱は以下によることができる。

### ①第3学年の評定欄の記載方法

総合型選抜及び学校推薦型選抜の出願に当たり、臨時休業により第3学年の評定を記載できない場合は、**その理由を付して記載不可とすること**（例：「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため記載不可。」）。

### ②特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄の記載

臨時休業や大会、資格・検定試験等の中止等により、記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた**大会名や資格・検定試験名などを記載すること**（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。

各大学は上記の記載不可や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時休業により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって**特定の入学志願者を不利益に取り扱わないようにする。**

## 新型コロナウイルス等の今後の状況に対応した本要綱の見直し

試験実施時期の感染拡大の状況によっては試験期日を改めて検討することとしている。

また、秋以降に臨時休業が実施される状況が生じ、高等学校の卒業及び大学入学の時期が4月以降となる場合には、それに応じて試験期日等も見直すこととする。